

学生の多様な困り事や

障がい学生に対する合理的配慮の理解

障害者差別解消法の一部改正により、国・地方公共団体に加え、令和6年4月から民間事業者に対しても障がいを持つ方への合理的配慮義務が課されることとなった。本学では平成27年度から教職員要領等に基づき、学生サポートサロンにおいて障がいや疾病等を抱える学生への合理的配慮による全学的な支援に取り組んでいるところであるが、合理的配慮の定義並びに大学における障がい学生に対する合理的配慮のあり方や、多様化・複雑化する修学上の困難を抱えた学生の実態及び学生サポートサロンにおける支援の実際について理解する機会とする。

〔開催日時〕

令和5年 **11月29日(水)** 14:40～16:10

〔講師〕

学生サポートサロン 高橋 正之 学生支援コーディネーター
学生サポートサロン 佐藤 綾子 上席心理相談専門員

〔会場〕

滝沢: 共通講義棟 101講義室

宮古: 管理研究棟2階 大会議室

- ・当日出席が難しい場合、後日、セミナーの様子を録画した動画を御視聴のうえ、アンケートを提出することで出席の扱いとなります。
- ・教員のFD活動への参加率は中期計画における数値目標の指標になっています。
- ・高等教育セミナーは、事務局職員研修計画のうち「大学職員一般共通研修-大学職員としての能力・資質向上研修」に位置付けられています。